

那覇市立学校体育施設利用の心得【体育館・武道場】

那覇市教育委員会 市民スポーツ課 TEL:098-917-3504

● 運営委員会

- ① 運営委員会には、必ず出席すること(原則、団体の代表者が出席。代理でも可)。
欠席する場合は、管理指導員に連絡すること。
- ② 運営委員会では、施設利用の日程調整や、施設利用に関する連絡事項の共有を行います。
また、団体からの意見・要望を運営委員会で話し合い、管理指導員が教育委員会へ報告します。

● 利用手続き

① 利用日の調整	② システムで操作	③ コンビニで支払い
利用の 2 か月前	利用の前月 15 日～末日まで	
 管理指導員に 翌々月の利用日程を伝える。 (例：6月の利用予定日は 4月末日までに伝える)	 スマホやパソコンで「那覇市公 共予約サービス」にログイン。 利用日と金額を確認して、「オ ンライン収納」の操作をする。	 コンビニで、現金で支払う。 ※支払期限を過ぎると、シス テムの予約が取り消され、施設 の利用ができなくなります。
④ 支払い後、管理指導員にスマホの画面を提示して報告する。		

● 利用の制限

- ① 利用回数は、原則、週 1 回です。
ただし、フットサルは、利用できる学校が限られていることから、隔週の利用です。
- ② 午後 5 時 30 分以降の体育館の利用時間は、原則、「午後 5 時 30 分～午後 7 時 30 分」または「午後 7 時 30 分～午後 9 時 30 分」に区分します。
- ③ 利用日に学校行事等が入った場合、学校行事等が優先です。使用料還付か、振替で対応します。
- ④ 10 人未満での少数利用が続く場合、団体登録を取り消すことがあります。
- ⑤ メンバーが半数以上変更になる場合、新たに団体登録する必要があるため、継続利用できない場合があります。
- ⑥ 子どもを連れてくる場合は、子どもの世話をする「管理責任者」を置かなければなりません。安全管理ができていないと管理指導員が判断した場合、その日の利用を中止することもあります。

● 片面使用・キャンセル について

- ① 体育館を2団体で使用している場合、使用料は1/2の金額です。ただし、片方の団体が登録を取消した場合、取消後の使用料は、残りの1団体が全額負担することとなります。ご了承ください。
- ② 団体の都合で利用をキャンセルする場合、利用日の1週間前までに管理指導員へ連絡ください。1週間を過ぎてのキャンセルは、使用料がそのまま発生します。
(例：土曜日の利用の場合、前週の土曜日までキャンセル可能)

● 利用時の事故

- ① 学校の施設や備品を破損させた場合は、速やかに管理指導員へ報告し、原状回復をしてください。
- ② 事故や盗難、怪我などが発生した場合、当教育委員会では一切責任を負いません。また、万が一の傷害事故や賠償責任を負う事故の補償に備え、団体員や指導者等が安心して活動するためにも、『スポーツ安全保険等』に加入するようお勧めします。

● 利用のマナー

- ① 運動に適した服装を着用してください(ジーパン、作業服等は禁止)。
- ② 体育館内は土足厳禁です。体育館シューズを履いてください。
- ③ 学校敷地内は、原則、車両乗り入れ禁止です。公共交通機関の利用をお願いします。
- ④ 学校敷地内は、喫煙および飲酒禁止です。
- ⑤ トイレットペーパー・ゴミ袋等は、団体でのご準備をお願いします。
- ⑥ ゴミはすべてお持ち帰りください。
- ⑦ 活動終了後は、必ずモップでフロアを清掃してください。
- ⑧ 利用時間には、準備・片づけ・清掃の時間も含まれています。
- ⑨ 管理指導員不在の場合、無断で体育施設内に立ち入らないでください。
また、使用申請時間外に体育施設内に立ち入ることも禁じます。
- ⑩ そのほか、管理指導員の指示には必ず従ってください。

● 台風時の対応

【台風接近による利用中止の連絡の流れ】

市民スポーツ課 → 管理指導員 → 団体代表者 → 団体メンバー

利用中止の判断基準	
夜間利用 (午後5時30分 ～午後9時30分)	● 午後4時の時点で暴風警報発令中の場合 ● 午後4時を過ぎた時点で暴風警報が発令された場合 ● 利用中に暴風警報が発令された場合
土日祝祭日の日中利用 (午前8時～ 午後5時30分)	● 利用時間に関わらず、当日に暴風警報が発令された場合

※上記に該当しない場合でも、当課において利用が危険であると判断した場合や、施設の状況により利用ができないと判断した場合には、施設の開放を中止いたします。
中止した場合の使用料は、還付もしくは振替で対応します。